

福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金 公募要領

福島県では、「福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金」の交付申請を受け付けるため、以下のとおり公募を行います。

本事業については、本公募要領のほか、「交付要綱」及び「交付の手引き」を公表していますので、併せて確認してください。

なお、本公募要領に係る申請受付は、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」の交付決定を受けられなかった場合は行わないことを申し添えます。

1 事業の目的

本事業は、県内の商取引においてキャッシュレス取引を促進させ、中小企業者等の経営力強化と消費者の利便性を図るため、キャッシュレス決済端末を取り扱っている事業者（補助事業者）が当該端末を新規導入する県内の事業者（共同事業者）に販売する際に要する経費の一部を補助します。

2 交付申請ができる事業者

補助事業者は、下記条件をすべて満たす事業者とします。

- (1) キャッシュレス決済端末を取り扱っており、今後も継続的に共同事業者が決済端末を使用する際のサポートを行う意思があること。
- (2) 県内に営業所、事業所等があること。
- (3) 暴力団又は暴力団員等ではないこと。
- (4) 県税に未納がないこと。

なお、実際にキャッシュレス決済端末を導入する事業者（共同事業者）からの交付申請は受け付けませんので、当該端末を取り扱っている事業者から申請するようにしてください。

3 共同事業者となれる事業者

共同事業者は、下記条件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 令和7年4月1日時点でキャッシュレス決済端末（クレジットカード読み取り機能がある機器）を導入していないこと。
- (2) 県内で事業をしている中小企業者であること。（商工会、商工会議所、中小企業等共同組合等でも可能。みなし大企業は不可。）
- (3) 暴力団又は暴力団員等ではないこと。
- (4) 県税に未納がないこと。
- (5) 政治活動、宗教活動、公序良俗に反すること、公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断されることを事業目的としている事業者でないこと。

4 補助事業の実施期間

補助金交付決定日から令和8年1月31日までとします。

5 補助の対象となる経費

キャッシュレス決済端末（クレジットカード読み取り機能がある機器を必須条件とし、それ以外の機能を保有していても対象とする。）を新規導入する共同事業者に対し補助事業者が販売する際に必要な経費を補助対象経費とします。

ただし、インターネット接続料等のランニングコストは含みません。

補助対象経費の例	キャッシュレス決済端末本体機器、POSレジ・バーコードリーダー・レシートプリンター・Wi-Fiルーター等の付属機器、工賃、出張料、諸経費（15%以内） ※上記の機器であっても、交付決定前に補助事業者の在庫となっていた機器等は補助対象外となります。
補助対象とならない経費の例	機器リース料、他の用途に転用できる機器、インターネット接続料・加盟店手数料等の経常的経費（ランニングコスト）、消費税等の公租公課

6 補助率及び補助金額

「5 補助の対象となる経費」の1/2を上限とします。

申請前に補助対象機器の登録申請をしていただき、機器別の補助金額を県で定め、後日公表します。

1店舗（共同事業者1名）で複数台を導入する場合は、機器別補助金額に関わらず補助金額の上限を15万円（補助対象経費30万円）とします。

7 公募スケジュール

補助対象機器の登録申請	令和7年4月17日（木） ～令和7年4月30日（水）（必着）
補助対象機器別補助金額の設定	令和7年5月中旬予定
補助金交付申請	補助対象機器別補助金額の設定日 ～令和7年5月30日（金）（必着）
補助金交付決定通知	補助金交付申請受理後順次通知

8 申請にあたっての留意事項

- （1）補助の対象となる機器かどうか、共同事業者の条件を満たすかどうか等、疑問がある場合は、ご相談ください。
- （2）交付決定前に補助事業者の在庫となっていた機器等は補助対象となりません。

実績報告書提出時に機器等の納品書を提出していただきますので、必ず交付決定後に機器等の発注をしてください。

- (3) 補助事業者及び共同事業者は、補助事業完了後、事業効果を検証するためのアンケート調査や効果検証事業（売り上げ増加を目指した中小企業診断士等による伴走支援）、県監査委員会及び会計検査院の検査対象になった場合の検査に協力していただく必要があります。

9 連絡先

福島県商工労働部経営金融課

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎1階）

電話 024-521-8650

メール keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp